

創業期における企業の資金調達の基礎知識

第一東京弁護士会所属
赤坂シティ法律事務所
弁護士 樽本 哲

I はじめに

企業の性格に応じて資金調達の手法には向き不向きがある

- ・ベンチャー企業

外部資本を導入してビジネスの成長性を高め、早期のエグジットを目指す

- ・ファミリービジネス、スモールビジネス

人間関係重視の経営、事業の成長性よりも経営の安定性を志向

II 創業期における企業の資金調達（ファイナンス）の手法

貸借対照表

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
【固定資産】 (有形固定資産)		【固定負債】	
(無形固定資産)		負債合計	〇〇円
(投資その他の資産)		純資産の部	
【繰り延資産】		【株主資本】 (資本金) (利益剰余金)	
		純資産合計	〇〇円
資産合計	〇〇円	負債・純資産合計	〇〇円

1. Debt～負債の部

(特徴)

- ・創業期における金融機関からの借入れ
→自己資金の数倍程度の借入れが限界
- ・会社の借金になるため一定期間内の元本返済と利払いを要する

- ・ 経営者の連帯保証や物上保証による信用補完を求められる可能性がある
- ・ 株主の議決権には影響を与えない
- ・ 債権者から財務状況の情報提供が求められる

(資金拠出者)

- ・ 金融機関等からの借入れ (融資、社債)
- ・ 企業グループ内の借入れ
- ・ 個人からの借入れ (役員)
- ・ 個人からの借入れ (親族・知人・第三者)
→単純な金銭消費貸借契約 or 少人数私募債

2. Equity～資本・純資産の部

(特徴)

- ・ 出資金は会社の資本になるため返済は不要
- ・ 出資者は株主として経営に参画 (株主総会への出席・議決権行使など)
- ・ 出資者には利益を分配 (剰余金の配当、現物配当) することが可能
- ・ 成長ステージに応じた資本政策を考える必要がある (議決権シェアの維持、適正な株価評価)
- ・ 株式を買い戻すのは容易ではない
→出資を受ける際に投資からの撤退 (投資回収) の条件を合意しておく
ことが望ましい～株主間契約、投資契約
- ・ 優先株、議決権制限株等の種類株式の活用

(資金拠出者)

- ・ 設立時の出資 (経営陣・当初株主)
- ・ 設立後の増資 (既存株主・第三者)
現金出資と現物出資
- ・ DES (デット・エクイティ・スワップ) →ニューマネーは入らない

3. 新しい資金調達の手法

- ・ クラウドファンディング (購入型、寄付型、投資型)

III 各種資金調達の手続と契約

会社法の定める手続を経る必要がある

いずれも債権者、出資者と会社（及び代表者）間の契約を伴う

1. 借入

多額の借財→取締役会決議

社債の発行

少人数私募

2. 資本増強

第三者割当増資の方法による募集株式の発行

投資契約の内容

現物出資の規制

IV 公的制度、公的金融機関の活用

- ・ 創業補助金
- ・ 日本政策金融公庫の創業資金の融資制度
- ・ 経営者保証ガイドライン（経営者保証に依存しない融資）
- ・ エンジェル税制

V おわりに

- ・ 契約の重要性
- ・ 専門家の活用

以上